

ワンポイント会計基準

vol.317 防衛特別法人税の税効果会計上の取扱いについて

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下「改正税法」という。）が国会で可決・成立しました。改正税法においては、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の一環として防衛特別法人税の創設が掲げられました。また、改正税法の法案が国会に提出されたことを受け、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年2月20日に補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（以下「本補足文章」という。）を公表しています。

そこで今回は、2025年3月期決算における防衛特別法人税の税効果会計上の取扱いの概要をご紹介します。

1. 改正税法によれば、防衛特別法人税が法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税として創設され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとなりました。
2. 2025年3月31日に終了する事業年度においては、税効果会計の適用において2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に際して、防衛特別法人税の影響を反映する必要があると考えられます。（本補足文章 第11条）
3. 防衛特別法人税については、税効果適用指針第46項に掲げる税金には明示されていないものの、法人税に対する付加税として課されるものであるため、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金である法人税等（税効果適用指針 第4項（2））に該当すると考えられます。したがって、法人税、地方法人税及び特別法人事業税（基準法人所得割）と同様に取り扱い、次の算式により法定実効税率を算定することが税効果適用指針の趣旨に合うこととなると考えられます。（本補足文章 第13条）

法定実効税率 = 法人税率 × (1 + 地方法人税率 + 防衛特別法人税率 + 住民税率)
+ 事業税率 + 事業税率 (標準税率) × 特別法人事業税率 / (1 + 事業税率 + 事業税率
(標準税率) × 特別法人事業税率)

(注) 防衛特別法人税の課税標準の計算において法人税額から基礎控除額として 500
万円を控除することとされましたが、上述の算式においては考慮しておりません。

以上